

令和 7 年度各種助成等一覧

東近江市水田農業活性化協議会

1 大豆防除事業(フェロモントラップ設置事業)補助

【対 象】 1 h a 以上の集団作付をしている大豆に対し使用されるフェロモントラップの購入費用

【助成金額】 500 円／1 箇所（1 ha に 4 箇所を上限）

【助成対象申請者】 農業組合長、認定農業者、農業法人、集落営農

【提出書類】

①申請時

- ・ 申請書
- ・ 事業実施計画書
- ・ 設置予定場所の所在図
- ・ 見積書(又は購入金額のわかるもの)
- ・ 振込口座通帳の写し

②実績報告時

- ・ 実績報告書兼請求書
- ・ 領収書又は請求書の写し(誘致剤の個数がわかるもの)

※誘致剤の購入日は令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までが対象です。

※申請が予算額を超えた場合は、予算の範囲内で按分します。

【申請期限】

令和 7 年 10 月 31 日（金）

2 近江米推進事業補助

【対象内容】

申請者が実施する農業体験や近江米を使用するイベント等

【活動例】田植えや稲刈り、麦・大豆収穫等の農業体験、近江米を使用した調理体験等

【助成金額】参加人数×500 円（ただし、30,000 円を上限とする。）

【提出書類】

①申請時

- ・ 申請書
- ・ 事業実施計画書
- ・ 振込口座通帳の写し

②実績報告時

- ・ 実績報告書兼請求書
- ・ 参加人数のわかるもの（参加者名簿、材料等の購入数がわかる領収書、参加者の写真等）
- ・ 写真やチラシなど活動がわかるもの

※令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの活動が対象です。

※参加者数が 10 人以上のものとします。

※申請が予算額を超えた場合は、予算の範囲内で按分します。

※他の補助制度を受けている場合は、対象外とします。

※集落内関係者のみのイベントは対象外とします。

【申請期限】

令和 7 年 11 月 28 日（金）